

「断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書」の記載について確認 をお願いします。

- ⑤ 「減額の特例許可を受けようとする労働者」
 - 許可を受けようとする労働者の氏名、性別及び生年月日を正確に記入していますか？
 - 包括申請の場合には、許可を受けようとする労働者の人数を記載し、その氏名、性別及び生年月日を記載した名簿を添付していますか？
 - 名簿を添付する場合、「別添名簿のとおり」と付記していますか？
 - 許可を受けようとする労働者の雇用契約期間内の申請となっていますか？(有期雇用契約の場合は、雇用契約期間が判る資料を添付してください。)
- ⑥ 「従事させようとする業務の種類」
 - 減額対象労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入して、許可する業務の種類を特定していますか？(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。この場合、「別紙〇〇のとおり」と付記してください。)
- ⑦ 「労働の態様」
 - 始業・終業の時刻、休日の定め、作業の内容、作業量等を詳細に記入していますか？
 - 常態として断続的労働が行われていることを詳細に記入していますか？(1週間の所定労働時間数、所定休日数、各労働日ごとの始業・終業時刻、休憩時間数、実作業時間数、手待ち時間数、実作業の内容ごとの開始時間並びに所要時間等を記入してください。(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。この場合、「別紙〇〇のとおり」と付記してください。)
 - 実作業時間数と手待ち時間数の根拠として、日報等の資料を確認されていますか？(仮眠は可能なものの待機が必要な時間は、手待ち時間として明記してください。)
 - 派遣労働者についての許可申請の場合、派遣先事業場の名称、所在地及び業種をこの欄に記入してください。
- ⑧ 「実作業時間数と手待ち時間数」
 - 1勤務における実作業時間数と手待ち時間数を記入していますか？
- ⑨ 「減額の特例許可を必要とする理由等」
 - 減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入していますか？(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。この場合、「別紙〇〇のとおり」と付記してください。)
 - 常態として作業が間欠的(労働時間中の実作業時間と手待ち時間が交互に繰り返されること)ですか？
 - 労働時間中においても手待ち時間が多く、実作業時間が少ない(手待ち時間が実作業時間を上回っている)ですか？

- ① 「申請書標題 ()」
 - ()内には、個別に許可を受けようとする場合は「個人」と、⑥「業務の種類」・⑦「労働の態様」が同じ複数の労働者について、包括的に申請する場合は「包括」と記入していますか？(就労場所が異なる労働者を包括的に申請することは、できません。)
- ② 「事業の種類」
 - 日本標準産業分類の小分類により記入していますか？(参照 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/RO5index.htm)
- ③ 「事業の名称」
 - 法人名又は個人企業名(屋号)に加え、「本社」「〇〇工場等、減額対象労働者が就労する事業場を特定できる名称を記入していますか？
 - 減額対象労働者が就労する作業場が、単に作業を行うのみで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の名称を表記し、「(〇〇会社△△寮)」等、作業場の名称を括弧書きで付記してください。
- ④ 「事業場の所在地」
 - 減額対象労働者が就労する③「事業場」の所在地を、都道府県名から記入していますか？(郵便番号、電話番号等の記載は必要ありません。)
 - 減額対象労働者が就労する作業場が、単に作業を行うのみで、労務管理等を行っていない場合は、作業場を管理する直近上位の事業場の所在地を表記し、作業場の所在地を括弧書きで付記してください。

様式第5号(第4条関係)

断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書 (① 個人)			
事業の種類	事業場の名称		事業場の所在地
② 不動産管理業	③ 〇〇株式会社 〇〇支店		④ 香川県 〇〇市 〇〇町 〇番 〇号
減額の特例許可を受けようとする労働者	⑤ 労働 一郎 (男) 昭和35年10月1日生まれ		減額の特例許可を受けようとする最低賃金 ⑩
従事させようとする業務の種類	⑥ 寮の管理人業務		件名 香川県最低賃金
労働の態様	⑦ 調理、買い出し 始業時刻午前9時 終業時刻午後8時 休憩時間1時間 (詳細別紙)		最低賃金額 1,036 円
実作業時間数と手待ち時間数 ⑧	実作業時間数	3 時間 00 分	金額 ⑪ 881 円以上
	手待ち時間数	7 時間 00 分	
減額の特例許可を必要とする理由等 ⑨	労働時間において、常態として手待ち時間と実作業時間が繰り返され、かつ、手待ち時間が多く、実作業時間が少ないことから。		減額率 ⑫ 15.0 %
	令和 8 年 〇 月 〇 日		
⑭ 香川 労働局長 殿		使用者 ⑮	代表取締役社長 氏名 〇〇 太郎

⑪ 減額率に対応した額(時間額)【香川県最低賃金(1,036円)の場合の例】
 減額率を15.0%と定めた場合、減額する額は、155 円(1,036 円×0.15=155.40 円)ですが、1 円未満の端数の四捨五入や切上げによって156 円として減額をしてしまうと、減額率は15.0%を超えてしまいますので、1 円未満の端数を切捨てにする必要があります。)、支払おうとする賃金の額は、1,036 円-155 円=881 円となりますので、この額を支払おうとする賃金の「金額」の欄に記入してください。

- ⑩ 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」
 - 許可を受けようとする最低賃金の件名及び最低賃金額を、件名に「香川県最低賃金」、最低賃金額「△,△△△円」等と記入していますか？
 - 地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方の許可を受ける場合、それぞれの件名及び金額を、「件名:①香川県最低賃金・②香川県〇〇業最低賃金、金額:①△,△△△円・②△,△△△円」等と記入していますか？
- ⑪ 「金額」
 - 支払おうとする賃金の「金額」には、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して定めた減額率に対応した額(時間額)を記入していますか？
 注：実際に支払う賃金額は、精算手当、家族手当、通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定する賃金を除外して、この金額以上としていますか？
 (日額で契約している場合は、深夜労働割増賃金相当額を除外した上で、時間額を算出。)
- ⑫ 「減額率」
 - 手待ち時間数に100分の40を乗じて得た時間数を所定労働時間数で除して得た率を、減額できる率の上限として算出していますか？
 - 減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験などを勘案して、総合的に減額率を定めて、記入していますか？
 - 総合的に勘案した結果として申請する減額率が、労働能率の程度に応じて算出される減額率上限値以下となっていますか？
 - 小数点以下が生じた場合、小数点第2位以下を切捨て、**小数点第1位までの表記**としていますか？
- ⑬ 「理由」
 - 法令、許可基準に基づき当該減額率を定めた理由を記入していますか？(記入欄が足りない場合は、別紙に記入して添付してください。この場合、「別紙〇〇のとおり」と付記してください。)